

土地改良区等検査実施要綱

制定 平成 12 年 8 月 22 日（農整第 293 号） 改正 平成 18 年 5 月 23 日（農整第 105 号）
改正 平成 23 年 3 月 30 日（農振第 1096 号） 改正 平成 26 年 3 月 27 日（農村第 949 号）
改正 平成 28 年 10 月 5 日（農振第 948 号） 改正 平成 31 年 3 月 28 日（団第 1000 号）

（趣 旨）

第 1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 132 条（法第 84 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）について知事が行う検査は、この要綱の定めるところによる。

（検査の目的）

第 2 検査は、土地改良区等に、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的として行うものとする。

（検査権の行使）

第 3 検査は、知事が土地改良区等検査担当職員（以下「検査員」という。）を指定し、行わせるものとする。

（検査の種類）

第 4 検査は、定期検査、特別検査及び事後確認検査とする。

- （1）定期検査は、土地改良区等を対象とし、規模等に応じて 1～3 年ごとに行う。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- （2）特別検査は、知事が特に必要があると認めた場合に行う検査とする。
- （3）定期検査及び事後確認検査は、毎年度当初に知事が定める土地改良区等検査計画に基づいて実施するものとする。

（検査事項）

第 5 検査は、次の事項の全部又は一部について行うものとする。

- （1）組織及び運営に関する事項
- （2）事業に関する事項
- （3）会計経理に関する事項

（検査の方法）

第 6 検査は、事務所、倉庫、工事施行箇所、土地改良施設その他土地改良区等の業務に直接又は間接に関係ある場所において、実地検査の方法により行わなければならない。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。

また、検査員は、常に職業的懐疑心をもち、かつ十分な注意をもって検査を実施し、

事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

なお、検査員は、検査対象者の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

(無通告検査の原則)

第7 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要があると認められる場合は、この限りでない。

(検査通知書の手交及び身分証明書の携行)

第8 あらかじめ通告しないで検査を行う場合は、検査員は検査に際して理事その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通知書を手交する。また、検査員は、常に検査員であることを証する身分証明書(別記様式)を携行しなければならない。

(検査の立会い)

第9 検査員は、検査に当たっては、理事及びその他の責任者の立会いを得て検査を行わなければならない。

(私物検査の制限)

第10 検査員は、役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(関係者についての調査)

第11 検査員は、特に必要がある場合は、組合員、退職した理事等又は職員その他関係者に対し、任意の説明・答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査員の遵守事項)

第12 検査員は、検査を行うに当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るよう努めること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 土地改良区等の業務執行に支障を与えないように配慮するとともに、無用の負担を負わせないようにすること。
- (4) 検査に当たって知ることができた事項については、その秘密を保持すること。ただし、告発又は行政処分に係るものは、この限りでない。

(現地講評)

第13 検査員は、検査を終了するに際して、役員に対し検査によって明らかになった事項について講評を行い、役員をして速やかにその欠陥を是正し、その長所を伸長させるように努めなければならない。

(検査結果の報告)

第14 検査員は、検査の実施後遅滞なく、当該検査の結果について検査報告書を作成し、

知事に提出しなければならない。

(検査結果の通知)

第 15 知事は、第 13 の現地講評の結果を検査対象土地改良区等に通知するものとする。
ただし、第 4 に規定する事後確認検査については、この限りではない。

(指導監督部門との連携)

第 16 検査に当たっては、検査対象者を指導・監督する部署等と連携し、事前に指導・監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めなければならない。

また、知事は、第 15 の規定により検査結果を通知したときは、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げるため、検査する部署等の長から、その写しを当該検査対象者を指導・監督する部署等の長に送付させる。

(検査の拒否等に対する措置)

第 17 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第 18 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別記様式（要綱第8）

（表）

写 真	第	号	
	職 氏名		
	年	月	日生
上記の者は、土地改良法第132条第1項の規定による検査に従事する者であることを証明する。			
年	月	日	発行
			有効期間
	年	月	日から
	年	月	日まで
千葉県知事			印

（裏）

（注意事項）

- 1 この証明書は、検査に当たって必ず携行しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに知事に届け出て再交付を受けなければならない。
- 4 この証明書は、検査員でなくなったときは、直ちに知事に返納しなければならない。